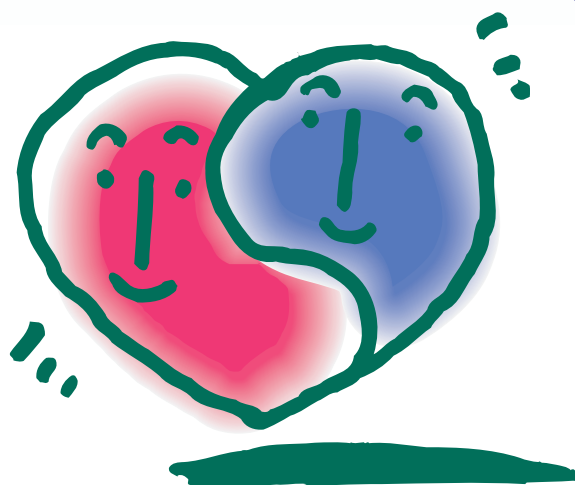


鍼灸香川

KAGAWA SOCIETY OF
ACUPUNCTURE&MOXIBUSTION



第40号

令和6年7月発行

一般社団法人 香川県鍼灸師会

鍼灸香川

目次

会長あいさつ 中曾根 徹	2
副会長あいさつ 安原 和人	3
副会長あいさつ 中西 慶	3
各部の報告	
1、学術部	4
2、普及部	5
3、青年部	6
4、保険部	7
5、スポーツ鍼灸 KAGAWA	8
スポーツボランティア感想.....	10
6、IT 委員会	12
7、親子スキンタッチ会	13
保険部資料	
1、ポータルサイトのユーザー新規登録について	14
2、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の 支給について	16
3、「はり師きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に 関する受領委任の取り扱いについて」の一部改正について	25
ごみの処理の仕方・リスト.....	36
鍼灸学校受賞者発表.....	37
新入会員紹介	37
編集後記	38

巻 頭 言



一社) 香川県鍼灸師会
会長 中曾根 徹

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。会員の皆様には平素から会務運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

去る5月12日、令和6年度通常総会が無事開催されました事をご報告させていただきます。

本年度は、診療報酬の改定やあはき師の施術に係る療養費の大幅改定、マイナンバーカードの健康保険証利用の対応など保険診療に関わる仕組みが大きく変わろうとしています。従いまして、当会におきましても保険部、学術部を中心に迅速な情報提供やとても重要な講習会を予定しております。

また、学術講習会やボランティア活動もコロナ禍以前の活動に戻し、各方面で積極的に行ってまいります。もう一点重要な問題として一社)香川県鍼灸師会の会員数は、少子化、鍼灸学生の減少などによりこの数年減少に見舞われています。当会理事会におきましても継続審議となっておりますので、会員数減少対策として準会員制度を制定できるように頑張っております。

先日にも数年ぶりに実開催されました、四国医療専門学校の卒業式や入学式に出席してまいりました。席上で今後も職能団体である香川県鍼灸師会と四国医療専門学校が協調する事で、学生増加、会員増加に繋がることを共通の認識とし良い制度になるように協力を得ました。会員皆様へのサービス、とりわけ若手会員への支援の充実、さらには社会のニーズを汲み取り、伝統医療である鍼灸治療を世に広めて行く事が何より重要です。

会員の皆様が、地域医療に力を尽くしていただけるような専門職団体にすることが、会長の仕事と心得ます。

忌憚のないご意見・ご要望をお寄せください。

今年度も本会の活動に積極的に参加いただきご協力をよろしくお願い申し上げます。



ご挨拶

一社) 香川県鍼灸師会
副会長 安原 和人

新緑の候、会員の皆様におかれましてはますますご清栄のことお慶び申し上げます。

平素は当会活動へのご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

コロナ以降世界情勢が戦争等でも大きく変わり、経営をされている先生方も様々なご苦勞があるかと思ひます。一方で昨今ではSNSで鍼灸の情報が流れたり、NHK等で東洋医学や鍼灸についての番組が放送されたりするなど、鍼灸に対してのイメージが少しずつ良い方向へ世間で変わりつつあります。おおく変化していく中で会としても会員の先生方に少しでも有益な情報や活動が提供できるようにしてまいりたいと思ひます。

またコロナ以降制限されていましてリアルの活動ができるようになってきました。それに伴って会員の先生方の交流も増やしていきたいと考えています。青年部では毎年新年会や忘年会を開催いたします。意見交換の場として是非ご参加ください。

本年度も本会の活動にご協力賜りますようよろしくお願いいたします。



ご挨拶

一社) 香川県鍼灸師会
副会長 中西 慶

初夏の候、会員の皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

近年、様々なTV・雑誌などのメディアで東洋医学をはじめとする自然療法の特集を目にする事が多くなりました。都心部のみならず地方でも数年前より医療と東洋医学の併用をしてより健康志向への関心は高まっている感じがします。また色々な業界の有名人がSNSなどで好意的な施術の感想をしているのを目にします。この様な世間の流れは大変喜ばしい限りです。

その一方、数年前より高齢者の居場所作り事業で体操教室を週1回させて頂いていますが、まずは鍼治療の経験が無い人がほとんど。マッサージやあん摩はまあまあ。施灸に至ってはもぐさはおろか台座灸すら見たことも触った事もない参加者の多さに驚きました。

体操の合間ではりやお灸・つぼや薬草、吸い玉の話をする则皆さん毎回新鮮なものの様に聞いてくれます。広く正しく情報が浸透していく事でまだまだやれる事があると思ひます。

今後も会内外にアンテナを張りめぐらして会員の皆さんが活用できる情報収集と配信を行っていきたいと思ひますので、今後とも本会の活動会務にご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

【事業報告】 学術部

令和5年度学術部活動報告

学術部 部長 安原 和人

令和5年度は学術部では2回講習会を行いました。第一回目は不妊症の専門鍼灸院を展開されている伊佐治景悠先生に「男性不妊の鍼灸施術～基礎知識から学ぶ男性不妊～」という内容で男性不妊に対する施術について現代医学の知識から鍼灸の適応、患者さんへの指導法などを学びました。第二回目は昨今頻発している災害への危機感から災害鍼灸についてお二人の先生にお願いして講座を開催いたしました。矢津田善仁先生に「災害時における鍼灸マッサージ師の役割～災害医療の基礎から実際の支援活動まで」、中沢良平先生に「災害時ケア活動と地域ケア」という内容で実際の震災時の活動の経験も含め講義いただきました。それぞれの詳しい内容については(一社)香川県鍼灸師会のホームページからブログの方で確認できますので、参加されていらっしゃらない会員様はご一読ください。

学術ではコロナ対策緩和に伴い今後実地開催も含め、オンラインと実地の両方で活動できるように計画しております。また内容も鍼灸の学術だけでなく、インボイス制度や電子帳簿保存法の義務化など税務関係の制度変化がある際にはそれらの内容についても講座を随時執り行ってまいりますので、メール等情報発信でご確認ください。メール発信では全国で開催されております講習会についても月一回程度で案内をしております。

インターネットで学習できる公社)日本鍼灸師会のコンテンツ『NELS』をご利用の先生もいらっしゃるかとは思いますが、NELSの講習についても1講座ごとに1単位が加算されます。公社)日本鍼灸師会会員であれば、多くの内容を無料で学習できるようになっておりますので、お時間がある際にご利用ください。1回10分程度普通のコンテンツなので毎日少しのお時間で学習できるようになっております。まだご利用でない先生はNELSのご登録から始めてください。

令和六年度も会員の先生方へしっかりと情報提供をしてみたいと思いますので、よろしくお願いたします。



はりきゅう日記(blog)

こちらのQRから学術部の活動報告がお読みいただけます。
参加されていない先生は、ご一読ください。



公社)日本鍼灸師会NELS
リニューアルページ

こちらのページの下記にある『NELS鍼灸Eラーニング研修』を
クリックしていただくと、NELS登録ページに飛べます。

【事業報告】組織普及部

アフリカに根づく日本のお灸

普及部 増田 浩一

先日 NHK で鍼灸と漢方の特集を見ました。印象に残った場面はアフリカのある国で足三里の透熱灸でエイズと結核を防いでいるという事です。

日本式のお灸が活躍していることに大変すばらしいと思いましたが、それよりもそこでのお灸は病院の中だけのものではなく、人々は道端の木陰や近所のベンチに腰掛け楽しくおしゃべりしながら自分でお灸をしています。その様子はお茶でも飲むように違和感なく自然に行われています。

昔の日本はどのように日常的にお灸をしていたか分かりませんが、もしかしたら日本も昔はこんな時代もがあったかも知れません。夏の夕方縁側で涼みながら養生灸をしたり、寝る前に夫婦が仲良く背中にお灸しあったり…

今のところ福祉関係のイベントは以前ほど活発に行われず、鍼灸ボランティア活動も減ってしまいましたが、アフリカのお灸のように鍼灸を気楽に楽しんで体験できるようになってもらえたらいいなと考えています。

【事業報告】青年部

令和5年度青年部活動報告

青年部 部長 安原 和人

青年部では令和5年度、主に三つの活動を行いました。①YouTubeでの動画配信サービス
②鍼灸師会の新年会 ③四国医療専門学校での卒業生に向けて業団への入会案内、以上の活動です。

① YouTubeでの動画配信では、いつでも見られる会員の皆様の日々の臨床に参考になるような動画を今後追加してアップしていきたいと考えています。本年は『SNSを営業に使ってみよう』『東洋医学と西洋医学の連携の可能性』の2講座を配信いたしました。
一社)香川県鍼灸師会ホームページの会員ページよりご視聴いただけますので、是非ご視聴ください。

② 県鍼灸師会で新年会を行いました。実際に会員の先生が集まって顔合わせをするのはコロナが流行し始める前になりますので4年ぶりでした。集まった先生方で様々に意見交換できましたので貴重な機会になったとともに、久しぶりに元気なお顔を拝見いたしまして安心いたしました。今後は継続して新年会もしくは忘年会を行っていきたいと考えておりますので、ぜひお越しください。

③ 3/7に四国医療専門学校にて卒業生への業団案内を行いました。コロナ禍以降業団の活動の必要性が明確になってきています。特に物価高騰による助成金の交渉など様々な会の活動について学生の皆様にお話しいたしました。
また最近ではハラスメント問題や折鍼事故についてネットニュースで鍼灸師の問題が一気に拡散される世の中になってきました。
社会的立場が以前よりも厳しく追及される世の中になってきているからこそ、業団でも様々な保険や研修の案内をしています。
是非会員の皆様には新しい仲間ができたときに、優しく向かい入れていただければと思います。

令和6年度も会員の皆様により有益な活動ができるように考えておりますので、ご協力ご参加のほどよろしく願いいたします。



一社)香川県鍼灸師会HP

ホームページの会員ページから青年部が配信している動画をご視聴いただけます。左のQRコードをスマートフォンなどでお読みいただいて、会員ページ➡青年部のページでクリックしてください。

保険部

保険部より療養費改定について

保険部 中西 慶

令和6年度の療養費改定は実施時期が6月1日と10月1日の2段階で行われます。

6月1日の施行は施術料などの単価のみの変更（但し6月～9月まで）

10月1日の施行は6月の改正に加え、大幅な制度改正になります。（各別紙参照）

また、マイナンバーカードを利用する資格確認（受領委任払いを利用している施術者に限る）も運用がはじまります。必要な方は早い申請と登録をお願い致します。

令和6月1日からの改正

○はり・きゅう

初検料1術	1,780円	⇒	1,950円
初検料2術	1,860円	⇒	2,230円
施術料1術	1,550円	⇒	1,660円
施術料2術	1,610円	⇒	1,770円
電療料	34円	⇒	100円
施術報告書交付料	480円		(変更なし)

○あん摩マッサージ指圧

マッサージ1局所	350円	⇒	450円
変形徒手矯正術1肢	450円	⇒	470円
温罨法	125円	⇒	180円
温罨法電気光線器具	160円	⇒	300円
施術報告書交付料	480円		(変更なし)

○往療料

6月では改正なし

令和6年10月1日からの改正

○はりきゅう・マッサージあん摩指圧

往療料 4kmまで	2300円	変更なし
4km超え	2550円	廃止

訪問施術料の新設（同一日同一建物訪問施術料の導入）

特別地域加算の創設、往療内訳書の廃止、支給申請書の変更 など

尚、10月の改正については施行までに時間があり不明点に対して各団体より質問がされているようです。また改正前に厚生労働省より説明があると思います。

その際は、皆さまに早急にお伝えした上で、ご質問等ございましたら下記までお気軽にご連絡ください。

nakanishi1975@yhao.co.jp 090-3785-8022 (中西)

【事業報告】 スポーツ鍼灸 KAGAWA

第42回香川マスターズ陸上選手権大会 報告

スポーツ鍼灸 KAGAWA 委員長 松本 和子

期 日：令和5年10月21日(土)
場 所：屋島レグザムフィールド(高松市立屋島競技場)
主 催：香川マスターズ陸上競技連盟

今回初めて、香川マスターズ陸上競技選手権大会のコンディショニングサポートを(一社)香川県鍼灸師会で務めさせて頂きました。

県鍼灸師会の会員6人、四国医療専門学校卒業生1人、四国医療専門学校の学生3人の合計10人で運営しました。

スタジアム内救護をやりつつ、コンディショニングスペースの開催。会場のスペースの関係上、医務室、ゴール、室内練習場第3コーナー付近に分かれての活動になりました。

スタッフ全員に赤ビブス着用、トランシーバーを携帯しました。

このマスターズ陸上大会というのは、ベテランズとも言われ、男女とも18歳以上であれば、競技成績に関係なく、生涯楽しく同世代の人々と競技ができます。競技クラスは5歳刻みであるため、5年ごとにクラスの最若手となり記録更新、上位入賞のチャンスもあります。

また、全日本大会に出場出来ます。アジア、世界大会へは、35歳以上であれば出場出来ます。

この様な特性のある大会。会場の中には谷村新司さんのCDが流れる中、黙々と審判の方々は準備しています。最高気温は19.8度、曇り、風の強い競技するには、筋肉が中々温まらない肉離れが心配なコンディションでした。

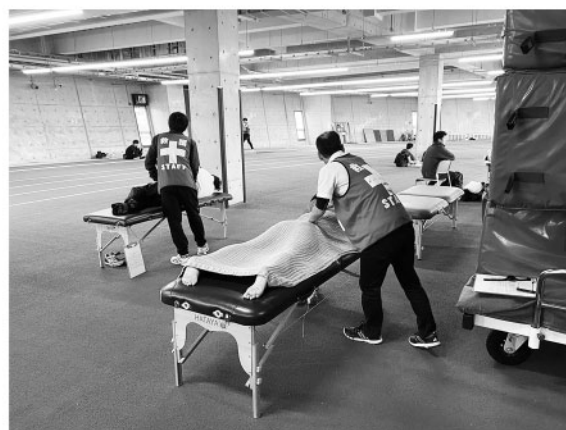
レースの目玉は、男子100m6組到北京五輪男子400メートルリレー銅メダリスト、朝原宜治氏が出場。11秒23(追風1.3メートル)を叩き出し優勝。恐るべし51歳。会場内の雰囲気は最高に盛り上がっていました。

風の影響か気温のせいかわからない、走高跳で2件ポールに激突。頭部打撲、裂傷、出血が発生しました。圧迫止血し、MRIの取れる医療機関に連絡し来院していただきました。お二人とも大事に至りませんでした。土曜日で医療機関がやっていて良かったです。

コンディショニングスペースでは、競技前後の選手が次々と利用されていました。カルテ記入してもらい、施術の同意を頂きました。様々なリクエストがありました。マッサージ、ストレッチ、テーピング、鍼灸治療等を資格者が対応しました。皆様、気持ちいい。始めて鍼灸治療したけど、怖くなかった。足が軽くなった等の反応が多くあり、スタッフ一同感激しました。

準備は、zoomを使った会員の研修。マスターズ協会との打ち合わせ、場所決定の折衝、使用する備品準備等大変でしたが、チームで活動出来てやり遂げた後のスタッフの笑顔が見られ吹き飛びました。

本年は日程が早まり、6月8日(土)に大会があります。引き続き、本年もサポートしてほしいとのお話を頂き活動をさせていただきます。会員の皆様のご協力をお願いいたします。



令和5年スポーツボランティア活動 ～陸上マスターズケア活動～

一社) 香川県鍼灸師会 学術部 安原 和人

令和5年10月21日、屋島にあるレグザムフィールドにて行われました陸上マスターズに今年度初めて会としてボランティア活動に参加いたしました。活動内容はコンディショニング及びケアと状況に救護活動が想定し、当日に臨みました。

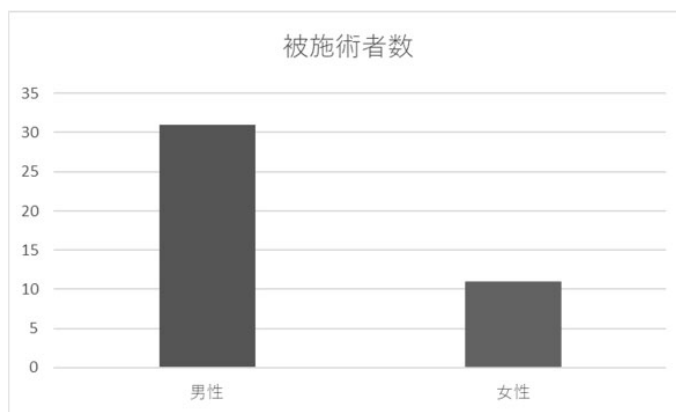
まず10月5日にZOOMにて参加者による事前ミーティングを行いました。陸上マスターズより出されました大会スケジュールや概要を参考に、例年活動をしておられます当会の松本先生にご講義いただき、当日の必要な動き方、活動の注意点、また救護が必要である場合など諸注意と確認を行いました。

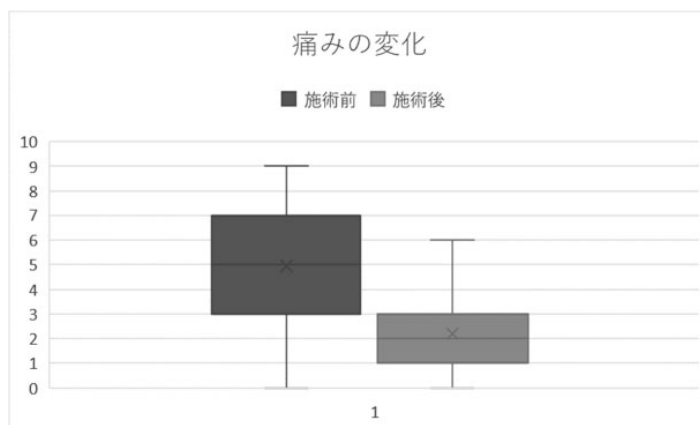
10月21日は時期的に暑い可能性もあるということで、事前に熱中症の注意確認などをしていましたが、当日は風が強くとむしろ肌寒さを感じるほどで、筋肉の冷えからくる肉離れなどが要注意となりました。当日コンディショニングを受けられた方の中でも、肉離れまではいかなくても、筋肉のツツパリを感じる方もいらっしゃいました。

活動の中でも大会中にけがをして出血の方が2名ほどいらっしゃいました。応急手当をするとともに、競技として頭部損傷への注意が必要でしたので、会員の先生が病院での画像診断の手配をしていただく一幕もありました。大会運営側とも連絡を取り、負傷者の方と大会後ご連絡をお取りいただいたところ、問題は見られず無事診察を終えましたというご連絡をいただきました。

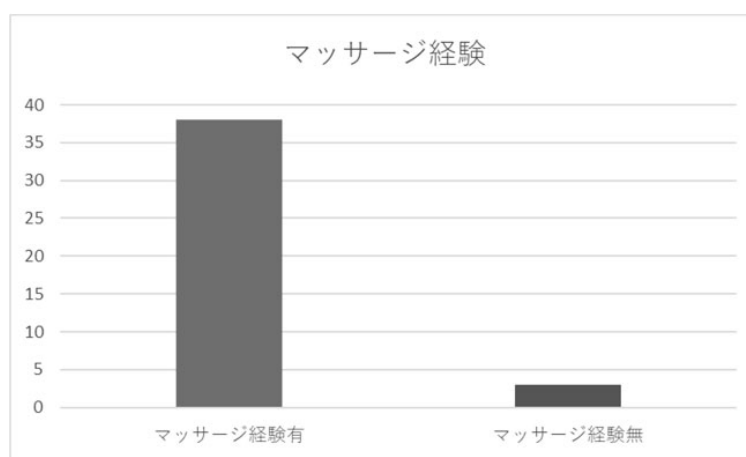
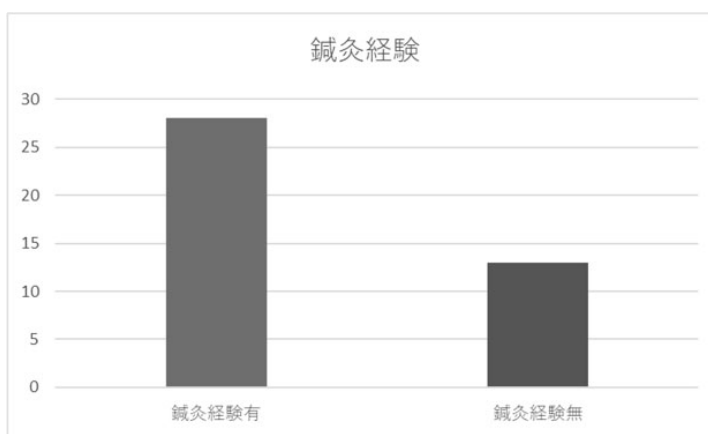
参加者のご無事に安堵するとともに、対応してくださいました会員の先生に感謝申し上げます。

今回は会員の他、四国医療専門学校 학생さんもお手伝いに来てくださいました。学生さんとの交流がある場も少なくなっていますので、現場で繋がれる機会をこれからも大切にしていきたいと思います。今後も地元と県鍼灸師会の繋がりを強化していくために、スポーツボランティアを続けていきたいと思っておりますので、ご協力いただける先生がいらっしゃいましたら、来年度以降是非ご参加のほどよろしくお願いいたします。





被施術者の比率は男性が多く受けていただきましたが、女性も受けていただきました。施術者でも女性の先生方や学生がいたため、受けやすかったのではないかと思います。鍼灸ブースは女性用のスペース、視線の区切りを設置するなどの配慮をしていますが、今後もこういったブースの設置をしっかりとすることが積極的な利用を促すことに繋がっていくと思います。また痛みの変化は施術後ほぼ減少しており、有効性が確認できました。



また施術を受けていただいた方に市場調査をしたところ、経験的にはやはりマッサージのほうが鍼灸の経験がある方より多くいらっしゃいました。また鍼灸を受けたことがない方がマッサージを受けたことはあっても、マッサージを受けたことがない方が鍼灸を受けたことがあると答えた方はいらっしゃいませんでした。

社会的な認知やアピールをこういった体験やボランティアを通じて広げていくことも鍼灸師として必要な活動となると思いますので、これからも会として積極的にバックアップしていきたいと思っています。

IT委員からのお知らせ

IT委員長 佐々木 勝 哉

(一社) 香川県鍼灸師会ではホームページ、ブログ、フェイスブックにて本会の講習会やボランティア等の活動案内や実施報告をしています。今後載せてほしいコンテンツや情報があればご連絡ください。

一社)香川県鍼灸師会 HP



<https://kagawa-harikyuu.info/>

(アドレスを変更しました)

ブログ



<https://kagawa89.exblog.jp/>

フェイスブック



<https://www.facebook.com/kagawaharikyuu/>

○ホームページ内の会員専用ページの設置

この度(一社)香川県鍼灸師会のホームページに会員専用ページを設置しました。今後様々な情報を掲載します。ユーザー名、パスワードはメールにて周知させていただきます。不明な方はIT委員佐々木までお問い合わせください。

○メールアドレス登録のお願い

講習会案内、ボランティア案内だけでなく、災害時対応、本部からの連絡、コロナ禍の香川県や医師会からの連絡事項など、メールで配信しております。メールアドレスの登録がまだの方、変更のある方、メールが届いていない方はご連絡ください。

IT委員 佐々木勝哉

〒760-0066 香川県高松市福岡町3丁目24-7

TEL 087-821-6041

katsuya709@gmail.com

香川スキンタッチ会 令和 5 年度スキンタッチ教室活動報告

香川スキンタッチ会 大塚 安混

第 17 回子供祭り 主催 金倉寺こどもまつり実行委員会

こどもまつり開催時に、マッサージ、スキンタッチ教室を開催し多くの体験者が参加。

日 時 : 令和 5 年 5 月 14 日 午前 10 時から 15 時

会 場 : 第 76 番札所金倉寺 境内

参加人数 : 一社) 香川県鍼灸マッサージ師会と合同で参加

一社) 香川県鍼灸師会 4 名、一社) 香川県鍼灸マッサージ師会 5 名

親子スキンタッチ教室 主催 三木町こども課

三木町こども課より親子スキンタッチ教室開催協力要請があり、乳幼児相談にてスキンタッチ教室を開催しています。

日 時 : 令和 5 年 6 月 21 日 (水) 9 時 30 分から 11 時 30 分

令和 5 年 9 月 20 日 (水) 〃

令和 5 年 12 月 20 日 (水) 〃

会 場 : 三木町防災センター 三木町大字氷上 310

参加者 : 一社) 香川県鍼灸師会 2 名

今後の予定

*親子スキンタッチ教室 主催 : 三木町こども課

日 時 : 令和 6 年 6 月 19 日 (水) 9 時 30 分～11 時 30 分

令和 6 年 9 月 18 日 (水) 9 時 30 分～11 時 30 分

令和 6 年 12 月 18 日 (水) 9 時 30 分～11 時 30 分

会 場 : 三木町防災センター 三木町大字氷上 310

三木町こども課より親子スキンタッチ教室開催について協力要請があり、乳幼児相談にてスキンタッチ教室を開催します。

別添1-2
(あはき施術所向け)

令和6年2月13日
厚生労働省
社会保険診療報酬支払基金

令和6年4月より、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の各施術所等においてオンライン資格確認（資格確認限定型）の運用が開始される予定ですが、まずは施術所等向け総合ポータルサイトへの新規ユーザー登録をお願い致します。

平素は、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和6年4月より、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の各施術所等において、オンライン資格確認（資格確認限定型）の運用が開始される予定です。

オンライン資格確認（資格確認限定型）とは、患者のマイナンバーカードの本人確認を経て、オンライン資格確認等システムから必要な資格情報のみを取得し、患者の保険資格の確認を行うことができる仕組みです。（患者の健康・医療情報等は取得しません。）オンライン資格確認（資格確認限定型）のご利用に当たっては、施術所等向け総合ポータルサイトに事前に端末（パソコンやスマートフォン、タブレット）の利用登録を行っていただき、当該端末へ専用のアプリケーションをダウンロードしていただくことにより、マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認が可能となり、施術所等で保険資格の情報を確認できるようになります。

現在、施術所等向け総合ポータルサイトでは、オンライン資格確認（資格確認限定型）の概要や導入作業準備に係る手引き等を公開しています。また、今後も最新情報を発信していくとともに、必要な各種申請手続きのご案内等も実施する予定です。最新の情報を受け取るには**施術所等向け総合ポータルサイトに新規ユーザー登録が必要となりますので、是非この機会に新規ユーザー登録をお願い致します。**

また、オンライン資格確認の仕組み、財政支援等を同封のリーフレットにてご案内しております。是非お目通しいただき、オンライン資格確認の早期導入をご検討いただくようお願い申し上げます。

※当文書については、全ての施術所等の皆様に送付しております。既に新規ユーザー登録が完了している施術所等の皆様は改めての登録は不要ですのでご容赦願います。

「施術所等向け総合ポータルサイト」新規ユーザー登録方法



こちらのバーコードから新規ユーザー登録の手続きができます

① 検索サイト等で「施術所等向け総合ポータルサイト」と検索、またはバーコードを読み取りください。

② 施術所等向け総合ポータルサイトを開き、画面の左側「新規ユーザー登録はこちら」をクリックしてください。



③ ユーザー登録上の入力項目をご入力ください。

* 必須

*姓 *名

*所属機関選択

- 健診実施機関等
- 施術所 (柔道整復)
- 施術所 (あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう)

以下の例を参考に、下記の項目をご入力ください。

例：受領委任承諾通知書の登録記号番号の欄に【01234567-8-9】と記載されている場合

*入力項目 (登録記号番号10桁 (半角数字・ハイフン無し) をご入力ください)

登録記号番号 (入力内容に応じて自動入力されます)

施術所名 (入力内容に応じて自動入力されます)

*電話番号 (半角数字・ハイフン無しでご入力ください)

*メールアドレス

*パスワード (大小英文字・数字をそれぞれ1文字以上ご入力ください。パスワードの長さは8文字以上100文字以下です)

*パスワード (確認用)

施術所等向け総合ポータルサイト利用規約

プライバシーポリシー

*上記の利用規約に同意します。

記入必須項目

- 姓名
- 入力項目 (登録記号番号10桁)
- 電話番号
- メールアドレス
- パスワード
- パスワード (確認用)
- 上記の利用規約に同意します

④ 必須項目がすべて入力されているか確認の上、登録をクリックしてください。



本件に関して、ご不明な点がある場合は、オンライン資格確認等コールセンターまでご連絡ください。

☎：0800-080-4583 (通話無料) 月曜日～金曜日8:00～18:00 土曜日8:00～16:00 (いずれも祝日を除く)

保発0531第1号
令和6年5月31日

都道府県知事 }
地方厚生(支)局長 } 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師
の施術に係る療養費の支給について

はり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧に係る療養費の算定については、今般、従前の施術料金等を下記のとおり改め、本年6月1日以降(1の(2)注2に係る部分、(3)及び(4)並びに2の(1)注に係る部分、(2)及び(5)に係る改正については本年10月1日以降)の施術分から適用することとしたので、関係者に対して周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないよう御配慮願いたい。

記

1 はり、きゅう

(1) 初検料

- ① 1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合
1,950円
- ② 2術(はり、きゅう併用)の場合
2,230円

(2) 施術料

- ① 1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合
1回につき 1,610円
- ② 2術(はり、きゅう併用)の場合
1回につき 1,770円

注1 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電

気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき100円を加算する。

注2 特別地域の患者で施術を行った場合は、特別地域加算として1回につき250円を加算する。なお、片道16キロメートルを超える場合の特別地域加算は、往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(3) 訪問施術料

訪問施術料1

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合
1回につき 3,910円
- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合
1回につき 4,070円

訪問施術料2

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合
1回につき 2,760円
- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合
1回につき 2,920円

訪問施術料3

（3人～9人の場合）

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合
1回につき 2,070円
- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合
1回につき 2,230円

（10人以上の場合）

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合
1回につき 1,760円
- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合
1回につき 1,920円

注1 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき100円を加算する。

注2 特別地域の患者で施術を行った場合は、特別地域加算として1回につき250円を加算する。

注3 片道16キロメートルを超える場合の訪問施術料及び特別地域加算は訪問施術を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(4) 往療料

1回につき 2,300円

注 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(5) 施術報告書交付料 480円

2 あん摩・マッサージ

(1) マッサージを行った場合

1局所1回につき 450円

2局所1回につき 900円

3局所1回につき 1,350円

4局所1回につき 1,800円

5局所1回につき 2,250円

注 特別地域の患者で施術を行った場合は、特別地域加算として1回につき250円を加算する。なお、片道16キロメートルを超える場合の特別地域加算は、往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(2) 訪問施術料

① 訪問施術料1

1局所1回につき 2,750円

2局所1回につき 3,200円

3局所1回につき 3,650円

4局所1回につき 4,100円

5局所1回につき 4,550円

② 訪問施術料2

1局所1回につき 1,600円

2局所1回につき 2,050円

3局所1回につき 2,500円

4局所1回につき 2,950円

5局所1回につき 3,400円

③ 訪問施術料3

(3人～9人の場合)

1局所1回につき	910円
2局所1回につき	1,360円
3局所1回につき	1,810円
4局所1回につき	2,260円
5局所1回につき	2,710円

(10人以上の場合)

1局所1回につき	600円
2局所1回につき	1,050円
3局所1回につき	1,500円
4局所1回につき	1,950円
5局所1回につき	2,400円

注1 特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として1回につき250円を加算する。

注2 片道16キロメートルを超える場合の訪問施術料及び特別地域加算は訪問施術を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(3) 温罨法を(1)又は(2)と併施した場合

1回につき 180円加算

注 温罨法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあつては、300円とする。

(4) 変形徒手矯正術を(1)又は(2)と併施した場合

1肢1回につき 470円加算

注 変形徒手矯正術と温罨法との併施は認められない。

(5) 往療料

1回につき 2,300円

注 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(6) 施術報告書交付料 480円

○「はり師、きゅう師及びびあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について」新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>1 はり、きゅう (1) 初検料 ① 1術 (はり又はきゅうのいずれか一方) の場合 <u>1, 950円</u></p> <p>② 2術 (はり、きゅう併用) の場合 <u>2, 230円</u></p> <p>(2) 施術料 ① 1術 (はり又はきゅうのいずれか一方) の場合 1回につき <u>1, 610円</u></p> <p>② 2術 (はり、きゅう併用) の場合 1回につき <u>1, 770円</u></p> <p>注1 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき100円を加算する。</p> <p>注2 特別地域の専家で施術を行った場合は、特別地域加算として1回につき250円を加算する。なお、片道16キロメートルを超える場合の特別地域加算は、往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。</p> <p>(3) 訪問施術料 訪問施術料1 ① 1術 (はり又はきゅうのいずれか一方) の場合 1回につき <u>3, 910円</u></p>	<p>1 はり、きゅう (1) 初検料 ① 1術 (はり又はきゅうのいずれか一方) の場合 <u>1, 780円</u></p> <p>② 2術 (はり、きゅう併用) の場合 <u>1, 860円</u></p> <p>(2) 施術料 ① 1術 (はり又はきゅうのいずれか一方) の場合 1回につき <u>1, 550円</u></p> <p>② 2術 (はり、きゅう併用) の場合 1回につき <u>1, 610円</u></p> <p>注 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき34円を加算する。 (新設)</p> <p>(新設)</p>

	<p>② <u>2術 (はり、きゅう併用) の場合</u> <u>1回につき 4,070円</u></p> <p><u>訪問施術料2</u></p> <p>① <u>1術 (はり又はきゅうのいずれか一方) の場合</u> <u>1回につき 2,760円</u></p> <p>② <u>2術 (はり、きゅう併用) の場合</u> <u>1回につき 2,920円</u></p> <p><u>訪問施術料3</u> <u>(3人～9人の場合)</u></p> <p>① <u>1術 (はり又はきゅうのいずれか一方) の場合</u> <u>1回につき 2,070円</u></p> <p>② <u>2術 (はり、きゅう併用) の場合</u> <u>1回につき 2,230円</u></p> <p><u>(10人以上の場合)</u></p> <p>① <u>1術 (はり又はきゅうのいずれか一方) の場合</u> <u>1回につき 1,760円</u></p> <p>② <u>2術 (はり、きゅう併用) の場合</u> <u>1回につき 1,920円</u></p> <p>注1 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき100円を加算する。</p> <p>注2 特別地域の患者で施術を行った場合は、特別域加算として1回につき250円を加算する。</p> <p>注3 片道16キロメートルを超える場合の訪問施術料及び特別域加算は、訪問施術を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認めら</p>
--	---

<p>れないこと。</p> <p>(4) 往療料 1回につき <u>2,300円</u></p> <p>(削る)</p> <p>注 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。</p> <p>(5) 施術報告書交付料 <u>480円</u></p> <p>2 あん摩・マッサージ (1) マッサージを行った場合 1局所1回につき <u>450円</u> 2局所1回につき <u>900円</u> 3局所1回につき <u>1,350円</u> 4局所1回につき <u>1,800円</u> 5局所1回につき <u>2,250円</u></p> <p>注 特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として1回につき250円を加算する。なお、片道16キロメートルを超える場合の特別地域加算は、往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。</p> <p>(2) 訪問施術料 ① 訪問施術料1 1局所1回につき <u>2,750円</u> 2局所1回につき <u>3,200円</u> 3局所1回につき <u>3,650円</u> 4局所1回につき <u>4,100円</u> 5局所1回につき <u>4,550円</u></p> <p>② 訪問施術料2</p>	<p>(3) 往療料 <u>2,300円</u></p> <p>注1 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、<u>2,550円とする。</u></p> <p>注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。</p> <p>(4) 施術報告書交付料 <u>480円</u></p> <p>2 あん摩・マッサージ (1) マッサージを行った場合 1局所につき <u>350円</u> (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)</p> <p>(新設)</p>
--	--

<p>③ 訪問施術料 3 (3人～9人の場合)</p> <p>1 局所1回につき 1, 600円 2 局所1回につき 2, 050円 3 局所1回につき 2, 500円 4 局所1回につき 2, 950円 5 局所1回につき 3, 400円</p> <p>1 局所1回につき 910円 2 局所1回につき 1, 360円 3 局所1回につき 1, 810円 4 局所1回につき 2, 260円 5 局所1回につき 2, 710円</p> <p>(10人以上の場合)</p> <p>1 局所1回につき 600円 2 局所1回につき 1, 050円 3 局所1回につき 1, 500円 4 局所1回につき 1, 950円 5 局所1回につき 2, 400円</p>	<p>注1 特別地域の患者で施術を行った場合は、特別地域加算として1回につき250円を加算する。</p> <p>注2 片道16キロメートルを超える場合の訪問施術料及び特別地域加算は、訪問施術を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。</p>
<p>(2) 温電法を(1)と併施した場合 1回につき 125円加算</p> <p>注 温電法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合には、160円とする。</p>	<p>(3) 温電法を(1)又は(2)と併施した場合 1回につき 180円加算</p> <p>注 温電法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合には、300円とする。</p>

<p>(4) 変形徒手矯正術を(1)又は(2)と併施した場合 1肢1回につき <u>470円加算</u></p> <p>注 変形徒手矯正術と温罨法との併施は認められない。</p> <p>(5) 往療料 1回につき <u>2,300円</u> (削る) 注 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。</p> <p>(6) 施術報告書交付料 <u>480円</u></p>	<p>(3) 変形徒手矯正術を(1)と併施した場合 1肢につき <u>450円加算</u></p> <p>注 変形徒手矯正術と温罨法との併施は認められない。</p> <p>(4) 往療料 <u>2,300円</u></p> <p>注1 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、<u>2,550円と</u> <u>する。</u></p> <p>注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。</p> <p>(5) 施術報告書交付料 <u>480円</u></p>
--	--

保発0531第2号
令和6年5月31日

都道府県知事 }
地方厚生(支)局長 } 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」の一部改正について

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任については、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」(平成30年6月12日保発0612第2号厚生労働省保険局長通知。以下「当該通知」という。)により取り扱われているところであるが、今般、当該通知の一部を下記のとおり改正し、令和6年10月1日以降の施術分から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

記

- 1 別添1の一部を次の表のように改正する。

○「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」 「別添1 受領委任の取扱規程」 新旧対照表
 (傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>別添 1</p> <p>受領委任の取扱規程</p> <p>第 1 章 総則 (略)</p> <p>第 2 章 契約 7～12 (略)</p> <p>(施術所の制限)</p> <p>13 受領委任の取扱いは、11により承諾された施術所(以下「承諾 施術所」という。)において行われる施術(訪問及び往療を含む。)の のみ認められること。 施術管理者が承諾施術所以外の施術所において受領委任の取扱 いを行う場合は、別途、7及び10の手続を経て、厚生(支)局長 及び都道府県知事から、受領委任の取扱いの承諾を受ける必要が あること。</p> <p>14・15 (略)</p> <p>第 3 章 保険施術の取扱い (略)</p> <p>第 4 章 療養費の請求 (申請書の作成)</p> <p>24 施術管理者は、保険者等に療養費を請求する場合は、次に掲げ</p>	<p>別添 1</p> <p>受領委任の取扱規程</p> <p>第 1 章 総則 (略)</p> <p>第 2 章 契約 7～12 (略)</p> <p>(施術所の制限)</p> <p>13 受領委任の取扱いは、11により承諾された施術所(以下「承諾 施術所」という。)において行われる施術(往療を含む。)のみ認 められること。 施術管理者が承諾施術所以外の施術所において受領委任の取扱 いを行う場合は、別途、7及び10の手続を経て、厚生(支)局長 及び都道府県知事から、受領委任の取扱いの承諾を受ける必要が あること。</p> <p>14・15 (略)</p> <p>第 3 章 保険施術の取扱い (略)</p> <p>第 4 章 療養費の請求 (申請書の作成)</p> <p>24 施術管理者は、保険者等に療養費を請求する場合は、次に掲げ</p>

<p>る方式により療養費支給申請書（以下「申請書」という。）を作成し、速やかな請求に努めること。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 施術管理者は、訪問施術料又は往療料を請求する申請書について、施術者が訪問又は往療した日付、同一日同一建物への訪問施術料を算定しているか否か、施術者名、施術した場所及び訪問又は往療が必要な理由並びに要介護度を申請書に記入すること。</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>25・26 (略)</p> <p>第5章～第7章 (略)</p> <p>第8章 指導・監査</p> <p>39・40 (略)</p> <p>41 保険者等又は審査会は、療養費の請求内容に不正又は著しい不当があるかどうかを確認するために施術の事実等を確認する必要がある場合には、施術管理者に対して、領収証の発行履歴や来院簿その他通院又は訪問若しくは往療の履歴が分かる資料（受領委任の契約に係る委任をしている保険者等に限るものに限る。）の提示及び閲覧を求めることができ、当該求めを受けた施術管理者はこれに応じる義務を負うこと。</p> <p>42・43 (略)</p>	<p>る方式により療養費支給申請書（以下「申請書」という。）を作成し、速やかな請求に努めること。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 施術管理者は、往療料を請求する申請書について、施術者が往療した日付、同一日同一建物への往療かどうか、同一日同一建物への往療の場合に往療料を算定しているか否か、施術者名、往療の起点、施術した場所及び往療が必要な理由並びに要介護度が分かる場合は要介護度を記入した様式第7号による往療内訳表を添付すること。</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>25・26 (略)</p> <p>第5章～第7章 (略)</p> <p>第8章 指導・監査</p> <p>39・40 (略)</p> <p>41 保険者等又は審査会は、療養費の請求内容に不正又は著しい不当があるかどうかを確認するために施術の事実等を確認する必要がある場合には、施術管理者に対して、領収証の発行履歴や来院簿その他通院又は往療の履歴が分かる資料（受領委任の契約に係る委任をしている保険者等に限るものに限る。）の提示及び閲覧を求めることができ、当該求めを受けた施術管理者はこれに応じる義務を負うこと。</p> <p>42・43 (略)</p>
---	---

第9章 長期・頻回な施術について（個々の患者ごとの支払方法の変更）（略）	第9章 長期・頻回な施術について（個々の患者ごとの支払方法の変更）（略）
第10章 その他	第10章 その他
47～49 （略）	47～49 （略）
<u>50</u> （削除）	<u>50</u> <u>本規程については、施行後、以下の項目について検討し、その結果を踏まえ見直しが行われるものであること。</u> <u>施術管理者の登録を更新制とし、更新の際に研修受講を課す仕組みについて、現に施術を行っている施術所の施術者に対する影響や、新たに施術管理者となる者への研修の実施状況、さらに、施術者団体による自己研鑽のための研修の実施状況を踏まえながら、早期の導入に向けて、平成33年度中に結論を得るよう、検討する。</u>

別添1 (様式第1号~様式第4号) (略)

別添1 (様式第5号)

一部負担金明細書
(はり・きゅう(1日分)用)

様

初検料	円
はり	円
きゅう	円
はり・きゅう併用	円
電療料	円
往療料	円
施術報告書交付料	円
合計	円
一部負担金	円
保険請求額	円

施術内容欄

年 月 日 施術所名
住所
氏名

別添1 (様式第1号~様式第4号) (略)

別添1 (様式第5号)

一部負担金明細書
(はり・きゅう(1日分)用)

様

初検料	円
通所	円
訪問施術料1	円
訪問施術料2	円
訪問施術料3 (3人~9人)	円
訪問施術料3 (10人~21人)	円
電療料	円
特別施設加重	円
往療料	円
施術報告書交付料	円
合計	円
一部負担金	円
保険請求額	円

施術内容欄

年 月 日 施術所名
住所
氏名

別添1 (様式第5号)

一部負担金明細書
(あんま・マッサージ (1日分) 用)

様

施術内容欄	円
マッサージ施術	円
変形徒手矯正術施術	円
温療法	円
温療法・電気光線器具	円
往療料	円
施術報告書交付料	円
合計	円
一部負担金	円
保険請求額	円

年 月 日

施術所名
住所
氏名

別添1 (様式第5号)

一部負担金明細書
(あんま・マッサージ (1日分) 用)

様

通所	円
訪問施術料1	円
訪問施術料2	円
訪問施術料3 (3人~9人)	円
訪問施術料3 (10人以上)	円
変形徒手矯正術施術	円
温療法	円
温療法・電気光線器具	円
特別地域加算	円
往療料	円
施術報告書交付料	円
合計	円
一部負担金	円
保険請求額	円

年 月 日

施術所名
住所
氏名

別添1 (様式第5号の2)

一部負担金明細書
(はり・きゅう(1か月分)用)

様

年 月分

施術日数		日	
初検料	はり	回	円
	きゅう	回	円
	はり・きゅう併用	回	円
	電療料	回	円
	桂療料	回	円
	施術報告書交付料	回	円
	合計		円
一部負担金		円	
保険請求額		円	

年 月 日

施術所名
住所
氏名

別添1 (様式第5号の2)

一部負担金明細書
(はり・きゅう(1か月分)用)

様

年 月分

施術日数		日	
初検料	通面	回	円
	訪問施術料1	回	円
	訪問施術料2	回	円
	訪問施術料3 (2人~3人)	回	円
	訪問施術料3 (3人以上)	回	円
	電療料	回	円
	特別地域加算	回	円
	桂療料	回	円
	施術報告書交付料	回	円
	合計		円
一部負担金		円	
保険請求額		円	

年 月 日

施術所名
住所
氏名

別添1 (様式第5号の2)

一部負担金明細書
(あんま・マッサージ (1か月分) 用)

年 月 分 様

年 月 分	様
施術日数	日
施術内容欄	回 円
マッサージ施術	回 円
変形徒手矯正術施術	回 円
温電法	回 円
温電法・電気光線器具	回 円
住療料	回 円
施術報告書交付料	回 円
合計	円
一部負担金	円
保険請求額	円

年 月 日 施術所名
住所
氏名

別添1 (様式第5号の2)

一部負担金明細書
(あんま・マッサージ (1か月分) 用)

年 月 分 様

年 月 分	様
施術日数	日
通所	回 円
訪問施術料1	回 円
訪問施術料2	回 円
訪問施術料3 (3人~9人)	回 円
訪問施術料3 (10人以上)	回 円
変形徒手矯正術施術	回 円
温電法	回 円
温電法・電気光線器具	回 円
特別地域加算	回 円
住療料	回 円
施術報告書交付料	回 円
合計	円
一部負担金	円
保険請求額	円

年 月 日 施術所名
住所
氏名

ゴミ (医療廃棄物) の処理について

広報部 中西 慶

本誌にてお伝えしておりますが、毎日の施術で排出されるゴミ (医療廃棄物) の適正な処理につきましては各施術所単位で廃棄物処理業者 (添付リスト) と廃棄物処理委託契約をして頂きたいと思っております。下記リストの中には色々な廃棄物処理業者があります。料金・回収方法など様々ですので直接ご確認ください。

また分別・廃棄などご不明な点やご質問に関しては 広報部 中西 (087-869-2313) までご連絡のほどよろしくお願いいたします。

鍼灸院における医療廃棄物とは

- 感染性廃棄物 (鍼 鍼管 血液の付いた脱脂綿 劇薬扱いの消毒液など)
上記を業者専用プラスチック容器や食品保存用の容器などに入れて保存・廃棄してください。
- 非感染性廃棄物 (ディスプレイ鍼・シャーレなどのナイロンや紙の包装など)
上記は市販の透明ナイロン袋に入れて保存・廃棄してください。
いずれも廃棄物処理業者へ依頼のうえ適切に廃棄を行ってください。

(社) 香川県産業廃棄物協会名簿

業 者 名 電話番号	住 所 fax	料 金
(株) 香川県環境衛生センター 087-886-1061	高松市川部町1004番地4 087-886-1035	20ℓブラ箱2500円 40ℓ4000円 50ℓ5000円
協栄産業(株) 087-892-3257	高松市屋島西町678番地80 087-892-3270	20ℓブラ箱4950円 40ℓ4950円 運搬料別(時間指定は更に加算)
(株) サンアールジャパン 087-841-0551	高松市新田町甲297番地1 087-841-0552	Kg200円から可要相談、容器は別料金 ブラ箱は 20ℓから分別は基本と通りであるが詳しくは要相談
(株) 塵芥センター 087-886-3040	高松市一宮町1686番地6 087-886-3026	20ℓブラ箱2000円 分別は脱脂綿等を 小袋に入れて鍼と同じ箱に入れる
(株) 高松産業廃棄物センター 087-847-7385	高松市下田井町406番地12 087-847-7386	20ℓブラ箱3500円 40ℓ5500円 1ℓから扱えるが料金は要相談
(有) 詫間清掃 0875-83-2419	三豊市詫間町詫間6907番地9 0875-83-7227	20ℓブラ箱2000円 50ℓ4000円 運搬料は要応談 西讃地区中心
日本通運(株) 四国支店 087-851-0115	高松市錦町1丁目1番6号 087-851-0377	処理業者と契約のうえ運搬する 4tで5万5千円ルートをまわると割安になる
(有) 中讃クリーン 0877-75-1191	仲多度郡琴平町412番地 0877-75-1196	20ℓブラ箱3000円 50ℓ3500円 (業者は50ℓが中心)
(有) パブリック 0875-57-1300	観音寺市大野原町福田原241番地1 0875-57-1201	20ℓブラ箱3000円 3ℓ2000円 感染性廃棄物と 鍼とを色によって分別(オレンジ・感染性 黄・鍼)
番の州エコサービス(株) 0877-45-6324	坂出市番の州町7番地1 0877-45-6334	20ℓブラ箱2000円・45ℓブラ箱2500円 回収はなし、持ち込みのみ受付
(株) 富士クリーン 087-878-3111	綾歌郡綾川町山田下2994番地1 087-878-3113	20ℓブラ箱 3500円 中讃地区中心 担当 西岡氏 090-3785-3118
(有) 富士メディカルサービス 087-881-0407	高松市香西北町704番地1 087-881-0804	20ℓブラ箱 回収代2000円+箱代500円 高松市内(但し時間指定なしの場合のみ上記金額)
(有) 丸亀リサイクルプラザ 0877-21-6780	丸亀市土器町北2丁目17番地 0877-21-6292	20ℓブラ箱 3000円+税
(株) 三菱クリーンサービス 087-888-8866	高松市三谷町3977番地 087-888-8611	20ℓブラ箱2100円 県内(一部除く) 月1回小豆島等の島にも同金額で回収可
(有) 行成建材 0877-28-7350	丸亀市郡家町2384番地の2	20ℓブラ箱 約3500円
(有) ヨシモトトレーディングカンパニー 087-890-2238	高松市塩江町安原下第3号584番地1 087-890-2257	20ℓ非感染性1000円感染性2000円+ 運搬料高松市内のみ

2008/10(一社) 香川県鍼灸師会

香川県鍼灸師会 会長賞



一社) 香川県鍼灸師会会長賞
友永 結衣様 (鍼灸学科(1部))

ご卒業おめでとうございます。また受賞おめでとうございます。
友永様のこれからのご活躍を心からお祈りいたします。

新入会員紹介

名前 上田 敏斗美 (ウエタ サトミ)
現住所 綾歌郡
施術所 憩楽堂 (業務委託)
卒業学校 四国医療専門学校



上田様の今後のご活躍を心からお祈りいたしております。

編集後記

週一回、担当させて頂いている体操教室は60分。対象は比較的に元気な近所の高齢者20名程。とはいえ60分間体操だけはお互いしんどいので約15分は雑学の時間にしています。話の内容はお灸やつば、防災豆知識、面相など健康に関する事。そんな中、比較的関心が高かったのは「びわの葉」「よもぎの葉」「どくだみの葉」を使った薬草の話でした。

やはり身近な話はイメージしやすいから皆さんの中にス〜と入るのですね。

これからは施術系の話も少しずつ増やしていかななくては！

広報部